

第 1 1 4 号議案

豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例及び豊川市長等の給与に関する条例の一部改正について

豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例及び豊川市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 1 2 月 1 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例及び豊川市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正）

第 1 条 豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（昭和 3 1 年豊川市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)

第 2 条 豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日

以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)	以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)
--	--

(豊川市長等の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 豊川市長等の給与に関する条例（昭和 5 4 年豊川市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 4 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 175</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)	(期末手当) 第 4 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 170</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)

第 4 条 豊川市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 4 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)	(期末手当) 第 4 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 175</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（以下「改正後の市議会議員報酬額等条例」という。）の規定及び第 3 条の規定による改正後の豊川市長等の給

与に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の市議会議員報酬額等条例第 5 条又は改正後の市長等給与条例第 4 条の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例第 5 条又は第 3 条の規定による改正前の豊川市長等の給与に関する条例第 4 条の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の市議会議員報酬額等条例第 5 条又は改正後の市長等給与条例第 4 条の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

この案を提出するのは、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の適正化を図る必要があるからである。